



豫習も好成绩に濟んで 待たるゝ十月一日

六千五百の國勢調査員が
手腕を發揮するのは此時！

國勢調査は着々と事務も進捗して調査係員の打合せも前號所載の如く行はれ調査區の設定も縣から認可され、六千五百六十九人（豫備員共）の國勢調査員は七月二十日付を以て内閣から任命となり徽章と共に各市町村に發送、それ／＼傳達された、續いて申告書其の他の印刷物も連日に亘つて各市町村へ發送せられたので愈々本格的の行動が開始され九月一日の豫習も好成绩を以て終了し、待たるゝは十月一日である、慎重事に當り遺憾なきを期したい、尙ほ國勢調査區及調査員數を郡市別に示せば次の通りで前回に比し調査區數においては十二を減じたが、世帯概數は八千百十九を増した。

郡市名	調査區數	調査員數	豫備員數	世帯概數									
水戸	一五二	一五二	三〇	三、五四									
東	四八三	四八三	九六	一四、九六									
西	二五〇	二五〇	五〇	三、五〇									
那	四九〇	四九〇	九八	一四、九八									
多	四九〇	四九〇	九八	一四、九八									
久	四九〇	四九〇	九八	一四、九八									
鹿	四九〇	四九〇	九八	一四、九八									
稻	四九〇	四九〇	九八	一四、九八									
新	四九〇	四九〇	九八	一四、九八									
筑	四九〇	四九〇	九八	一四、九八									
眞	四九〇	四九〇	九八	一四、九八									
結	四九〇	四九〇	九八	一四、九八									
北	四九〇	四九〇	九八	一四、九八									
合	五、五〇〇	五、五〇〇	一、〇〇〇	二七、二五〇									
相	三三七	三三七	七〇	九、一〇〇									
計	五、五〇〇	五、五〇〇	一、〇〇〇	二七、二五〇									
戸	馬	城	壁	波	治	敷	方	島	賀	慈	珂	城	城

國勢調査質疑解答

國勢調査に關する質疑解答は七月十七日迄の分は既に之を取纏めて蒐録し各町村並に國勢調査員に對し臨時國勢調査部より夫々配付されたが其の後の分を左に載録して調査に従事する方の參考に資することとする。

一 調査の範圍

問 外國の船舶にして内地港灣に入港手續中調査の時刻を經過し其の後直に入港したる船舶ありたる場合又は不許可の爲其の儘出港する場合は如何に取扱ふべきや

答 前段の場合には施行令第二條第二項に該當するものなるときは調査すべく後段の場合には調査を要せず

問 沿岸各地に寄港する汽船にして十月一日午前零時に乗船し居る者は全部其の汽船にて調査し右時刻を過ぎ最初に入港する港灣の調査員又は市町村長に全部の申告書を提出すべき義なりや

答 御見解の通

問 兩町村の境界線に碇泊したる船舶、舟筏は何れの町村に屬すべきや

答 投錨したる町村に屬すべきものなるも其の判定困難なるときは兩町村協議の上之を定むべし

問 甲村内に乙村の飛地あり其の飛地の地籍は乙村に屬するも住民は從來の慣例上甲村の住民として取扱ひ居るを以て甲村に於て調査するを適當と認めらるゝも如何

答 乙村に於て調査すべきものとす

問 皇族が調査期に御旅行中のとき其の隨員は調査すべきか特別區域たる箇所には在らざる場合は市町村に於て調査す

べし但し市町村長に於て隨員と打合せ申告の重複脱漏なからしむるを要す

離宮又は皇族の殿邸の構外にして之に附屬する官舎又は其の他の場屋内に在る宮内官吏其の他の者は市町村に於て之を調査すべき義なるや

問 答

御見解の通
施行細則第九條第一號中皇族の殿邸とあるは其の構内全部の稱にして關係官吏、使用人其の他の者の住居する場所（皇族の殿邸の多くは構内を區劃して其の一方は皇族の殿邸とし他の一方は之に關係あるものゝ住宅とす）をも包含するものなるや將又皇族の御起居あらせらるゝ殿邸のみなるや

問 答
構内全部を指すものにして皇族の殿邸の外關係官吏、使用人等の世帯をも包含するものとす

問 答
施行細則第九條第二號中外國の大使館、公使館とあるは其の構内全部を總稱したるものなりや將又大使、公使の世帯のみなるや

問 答
大使館又は公使館の構内に於ける世帯全部なり

二世帯

問 答
老夫婦同一家屋内又は同一構内に隠居し食事を其の家族と共にする場合假令老夫婦の家計の他の部分が食事に要

其の他の生活費を主人より支給せらるゝ場合に於ては之を獨立の一普通世帯と看る可きか

問 答
別の世帯とす而して寄宿舎又は合宿所と認めらるゝ場合は準世帯たること勿論なるも然らざる場合は主人不在の普通世帯として取扱ふべし

問 答
左の場合は準世帯、間貸主の世帯の一員、獨立の普通世帯の何れに該當するや若し此の場合準世帯ありとせば其の種類及名稱の記載方如何

(イ)二三人共同して或る世帯の一室を借受け他より食物を購入し居る場合

(ロ)三人共同して或る世帯の一室を借受け自炊する場合

(ハ)一人にて一室を借受け他より食物を購入し居る場合

(イ)、(ロ)共に準世帯とす而して其の種類は合宿所（名稱なきときは種類のみ記入を以て足る）とす

(ハ)は間貸主の世帯とは別の普通世帯とす
一人又は數人共同間借して他より辨當を取寄せ又は他の食堂にて飲食するものあり素人下宿人に準じ別の準世帯とせざるを妥當と認む然りや

問 答
間貸主とは別の一世帯とす而して一人の場合には普通世帯數人の場合には家計を共にせざる者の集りたる限り準世帯として取扱ふべし

問 答
同一家屋に數人合宿し家賃は平等に支出して各自自炊せ

する費用より多き時と雖一箇の普通世帯と看做すべきか
老夫婦及其の家族を以て一箇の普通世帯とす

問 答
同一宅地内に棟は別なるも家計は同一なる隠居所あり斯の如き場合には別世帯と認められざる限り一世帯に取扱ひ可然哉

問 答
御見解の通

戸籍上分家をなし居るも其の住居及家計は本家と之を共にする場合一箇の普通世帯なりや

問 答
御見解の通

家族が假建築と本建築とに分れて一時居住するときは便宜一世帯と看做し差支なきや

問 答
各別個の世帯ありと認められざる限り一世帯として取扱ふべし

陸上に住家ありて調査當時右箇所に居住するも港に繫留せる所有船舶の夜番の爲毎夜家族一名宛交替にて宿泊する場合船舶に一の世帯ありとして調査すべきものなりや
單に夜番の爲所有船舶に寝泊りする程度のものならば別の世帯と爲すべきものに非ず

問 答
店舗と住宅とを別にし店員は主人の住宅より食物を運びて給され店舗を寢所とする場合は別個の世帯なりや

問 答
單に寢所が店舗にあるときは別の世帯に非ず
多數の店員其の主人、家族と別に住居し且日常の飲食及

るものあり右は各別箇の普通世帯なりや準世帯なりや
明かに各別の世帯ありと認められざる限り一の準世帯として取扱ふべし

問 答
官吏又は生徒二三人が同一普通民家を各別に間借し食事は別の賄屋にて爲す場合各普通世帯として調査すべきや尙此の場合間貸主に於て賄ふときは素人下宿の下宿人として其の世帯より申告せしむべきや

問 答
御見解の通
甲乙兩人の女教師各一室を借受け共同自炊する場合は如何に取扱ふべきや

問 答
一の普通世帯ありと認められざる限り準世帯として取扱ふべし

問 答
學生又は勤人にして數人共同して一家又は一室を借受け各自順番に自炊すると或は下女を傭ひて炊事せしむるとを問はず準世帯として取扱ひ差支なきや

問 答
御見解の通
山稼人（立木伐採等）にして數人共同して假小屋に生活し居る場合は普通世帯とすべきや

問 答
準世帯とすべきや

問 答
準世帯として取扱ふべし
數人共同して間借自炊する場合、間代、食費等の費用を互に分擔するもの（の準世帯の名稱は如何に記入すべきや

答 名稱なきものは種類(合宿所)の記入に止る名稱の記入に及ばず

問 工場、學校等の寄宿舎にして同一構内に在るも數棟に分れ各棟に第一號館、第二號館又は南寮、北寮等の如き名稱を附しある場合には全體を一準世帯とすべきや又は各棟毎に一準世帯とすべきや

答 全體を某工場又は某學校寄宿舎なる名稱を有する一準世帯として取扱ふべし

問 温泉、病院等に於て浴客又は附添人が間借を爲し自炊せる場合は夫々準世帯の一員なりや

答 明かに普通世帯ありと認められざる限り準世帯の一員として調査すべし

問 料理店に於て遊客が調査の時期を經過したる場合普通世帯の來客若は一時宿泊人として取扱ふものなりや又は一の準世帯として取扱ふものなりや

答 料理店に宿泊したる遊客の一團は準世帯として取扱ふべし但し宿泊せず調査の時期を料理店に於て過したるに過ぎざる者は始めて入りたる世帯に於て申告すべきものとす

問 貸座敷、置屋に在る娼妓、藝妓は之を營業主の世帯に屬するものとし遊客は之を準世帯として取扱ふものなりや

答 御見解の通

問 必すしも營業許可の有無に依らず實際の状態に依り決すべし

答 水害等の爲一時罹災民を一定の場所に收容したるときは準世帯として調査すべきや

問 單に一時世帯なき場所に避難したるに過ぎざるものなるときは各自の世帯に在るものとして取扱ひ然らざる場合は準世帯として取扱ふべし

問 乞食、浮浪人等の調査方法如何

答 其現在する所に世帯を有するものと看做して調査すべし浮浪人は一集團毎に一準世帯として取扱ふべきや

三 申告義務者

問 未成年者も世帯主たり得るか

答 御見解の通

問 一人にて世帯ある數箇の別荘を所有し其の世帯主を兼ねる場合に於て調査時期に主人不在なる別荘の世帯に在りては何人が申告義務者なるか

答 事實其の世帯を管理する者を以て申告義務者とす準世帯の管理者とは名義上の管理者なりや事實上の管理者なりや

問 一篤志家の指導の下に共同の勞働に従事し其の収益は共同の生活費に充當する苦學生の集團あり普通世帯なりや

答 篤志家の世帯と明かに別の世帯を成すときは一の準世帯とす

問 貧民又は孤兒等を收容し慈善的事業を營む者の業主及家族は普通世帯として可なるも被收容者は如何に取扱ふべきや

答 被收容者の一團を一の準世帯とすべし

問 左記の場合に於ける世帯の取扱方如何

答 (イ)調査時期に市町村内の假小屋に行旅病人一人ある場合

答 (ロ)調査時期に市町村内の或箇所に數人の浮浪人が野宿せる場合

答 (イ)行旅病人收容所たる假小屋ならば一の準世帯とし然らざる場合には一の普通世帯とすべし

問 (ロ)一の準世帯として取扱ふべし

問 沿岸を航行する船舶にして船員に對しては起臥飲食の設備あるも乗客に對しては寢食の設備なく客室は單に座席のみの設備あるに止まる場合之が世帯の取扱方如何

答 船員の一團は一の準世帯として調査し乗客は申告書記入心被記入者の範圍(ハ)に依りて取扱ふべし

問 下宿が素人下宿なりや否やは營業許可の有無に依りて定

答 事實其の世帯を管理する者を謂ふ

問 拘留人は其の警察署の署長、行旅病人は其の保護にかゝる市町村長が夫々申告義務者なりや

答 警察官署の留置場に在る者は當該官署の長、行旅病人は其の收容所の管理者を以て申告義務者とす

問 十月一日午前零時の現在に於て一時警察官署に檢束せられ居る者は勿論檢束の途中に在る者の如きも準世帯として警察官署に於て申告すべきや

答 御見解の通

問 隔離病舎の申告義務者は何人なるか

答 當該隔離病舎を管理する者を以て申告義務者とす

問 寺院の本堂に青年團の合宿所在りたる場合寺院の住職が申告義務者なりや青年團の幹部が申告義務者なりや

答 青年團の幹部が合宿所の申告義務者なり

問 被記入者の範圍(ロ)に當る者調査員の申告書蒐集迄に歸らず而も其の者が世帯主たる場合には世帯主以外の者が世帯主に代り世帯主の名に依り申告し差支なきや

答 差支なし

問 十月一日午前零時に世帯内に現在したる者とは普通世帯

四 被記入者の範圍

員の外世帯主又は之に代るべき者が其の世帯に現在することを許容し又は承認したる者と解し従て同時刻に自己の物置、軒先等に在りたる浮浪人の如きは右に該當せざる者と解し可然哉

御見解の通

住宅以外に別に工場を有する者あり業主は住宅にて起臥飲食を爲し雇人は住宅にて飲食を爲すも工場にて起臥す斯の如き場合に於ける雇人に付ては其の寢室が工場内に在るに過ぎざるを以て業主の世帯員として記入すべきや

御見解の通

間借を爲し飲食料の實費のみ支拂ひ同居する者は別の世帯とせず同居人として申告すべきや

間借自炊する者は別の世帯とすべきも素人下宿の下宿人と認めらるゝ限り別の世帯とせず同居人として取扱ふべきものとす

藝妓、娼妓、酌婦中には自前持と稱し衣食費を自辨し只單に業主と同居營業する者あり業主の世帯員として取扱ふべきや

御見解の通

通勤の雇人にして別に自己の世帯を有するもの調査時期に主人の世帯に居合せたるとき何れの世帯に於て申告すべきや

答 調査の時期に現在したる世帯に於て申告すべきものとす

問 醫師患家の求めにより九月三十日午後十一時に往診し十月一日午前零時に患家に現在したる時は患家に於て申告すべきや

御見解の通

問 病院に於ける入院患者の見舞客にして病室に同宿せるときは如何に記入すべきや

答 病院の準世帯の一員として記入すべし

問 麻雀、碁、將棋等の俱樂部及玉突場（何れも世帯の在る場所）に於て偶々調査の時期を経過したる客は準世帯とすべきものなりや又は當該世帯の世帯員とすべきや

答 麻雀、碁、將棋の俱樂部、撞球場等に於て調査の時期を経過したるに過ぎざる場合は各自の世帯より申告すべきものとす

問 午前八時に至り死人を發見したるも調査時期に其の生死何れにありたるか判明せざる者は記入上如何に取扱ふべきや

答 設問の如き場合は調査するを要せず

問 十月一日午前零時に汽車旅行中なること豫め明かなる爲自家に在りたる者として申告すべき旨を申し残して出發したる者途中零時以前に下車投宿せる場合は如何にすべきや

答 既に記入したる自宅の申告書を抹消することを得ば之を抹消して現在の世帯に於て申告し若し抹消すること能はざれば自宅の申告は其の儘と爲し置き現在の世帯に於ては申告すべからず

問 被記入者の範圍（ロ）の場合に於て夜勤、宿直等の爲世帯なき場所に在り十月一日中に自己の世帯に歸らずして引續き旅行するが如き場合に在りても一旦歸りたる者と看做し取扱ふべきや

（ハ）の場合に於て十月一日午前八時後に始めて世帯に到着したる者は脱漏とならざるや

答 十月一日中に自己の世帯に歸るべき者なるときは偶々引續き勤務し又は旅行することあるも被記入者の範圍（ロ）に當るものとして取扱ふべし

（ハ）の午前八時は調査員が各世帯に就き申告書の蒐集を開始する時刻を取りたるに過ぎざるを以て若し到着したる世帯の申告書が未だ蒐集せられざるときは午前八時後と雖之に記入し蒐集後なるときは調査員又は市町村長に申出で追加申告の方法を取り脱漏を避くべし

問 被記入者の範圍（ロ）に於て「十月一日中に自己の世帯に歸るべき者」云々とあるも九月三十日より引續き夜業勤務し十月二日に至らざれば歸宅せざること明かなる職工等は如何に取扱ふべきや

答 例示の如く他の世帯に於て申告せらるゝことなく十月二日に自己の世帯に歸るべき者は便宜豫め自己の世帯より申告せしむべし

問 調査時期前に自宅を出發して旅行せし者十月一日中に自己の世帯に歸ること明かならざるを以て其の儘旅行せしも結局何れの世帯にも入らずして四日以内に歸宅せり此の場合調査員又は市町村長に申出でたるときは其の世帯の申告書に追記せば可なるや

御見解の通

問 調査期以前に於て行先未定にて出發せる旅客等が十月一日午前八時迄の間繼續旅行中なるときは結局記入洩となる虞あり之が救済方法如何

答 十月一日中に始めて到着したる世帯に於て未だ申告書蒐集前なるときは之に記入し蒐集後なるときは調査員又は市町村長に申出で調査を受くべきものとす

問 旅人宿等に於ては九月三十日又は其の以前に出發する旅客に對し十月一日午前八時迄の間に於ける所在を實し其の答に依りて記入の可否を定むべき義なるや

御見解の通

問 單獨世帯主にして九月三十日宿直後其の世帯に歸らず引續き旅行したるときは旅行先に於て施行細則第八條の手續を爲すべきや

答 御見解の通

五 氏 名

問 氏名が戸籍上のものと通稱のもの異なるものある時は何れにても可なるや又行旅病人、外國人等にして氏名不詳のものは「不詳」と記入すべきや

答 本名を記入すべきも本名の知れざる場合は通稱に依るも差支なし

氏名不詳の者は俗稱又は渾名を記入し俗稱、渾名なき者は不得已に付「不詳」と記入すべし

問 内縁の妻、妻の連子、内縁の妻の父又は母等が同居し事實家族と認むべき者なれども戸籍上世帯主と氏を異にする場合は事實に依り世帯主の氏を記入するが適當なりや

答 世帯主の氏を記入するも差支なし

問 夫妻養子の記入順位は一般親族の後に記入すべきや

答 養子は實子と同様に取扱ふべし

問 兄弟姉妹の記入順位は男女の順序に依るか又は生年月日の順序に依るか

答 出生の順序に依るべし

問 不在の世帯主にして申告書記入後突然(何れに於ても申告せられずして)歸宅せし場合は之を申告書氏名欄の末尾に記載するも差支なきや

答 差支なし

六 男女の別

問 两性を有する者は如何に記入すべきか

答 申告義務者の認定に依り何れか一方を申告せしむべし

七 出生の年月日

問 出生の年月日の記載に際し明治四十五年の如き場合便宜「明治四五年」の如く記入し差支なきや

答 出生の年月日は「明治四五年」の如く省略記入することは誤りを生じ易きを以て避けしめられたし

問 太陰曆施行時代に出生せる者は太陰曆によりて記入するも差支なきや

答 舊曆に依る出生の年月日を記入すべし

問 太陽曆施行以後に於ても専ら太陰曆を用ひ太陽曆を解せざる者に在りては「舊」と符號を附し其の儘記入せしめ差支なきや

答 差支なし

問 朝鮮人の生年月日は日韓併合前は朝鮮曆に依り併合後は内地曆に依ると解すべきや

答 日韓併合前に出生したる者にして日本曆を知らざる場合には朝鮮曆に依るも差支なし

問 朝鮮人にして出生の年月日不詳なるも數へ年のみ明白なる者あり必携所載年齢早見表に依り出生の年のみを記入すべきや

答 「何歳」と記入すべし

八 配偶の關係

問 法定婚姻年齢に達せざる者にても事實上有配偶なるときは「有」と記入すべきか

答 「有」と記入すべし

問 夫妻の何れか家出して數年間所在不明なる者の配偶の關係は「有」と記入すべきや

答 本人が有配偶なりと信ずる場合には「有」と記入すべし

問 凡て戸籍よりも事實に依るとせば未だ離婚届を爲さざるも離婚の意嚮にて其の家を去り居る者は「離別」と記入すべきや

答 本人の信ずる所に依り記入すべし

問 婚約成立せるも未だ入嫁せざる者は如何に記入すべきや
婚約成立せるも未だ入嫁せざる者は「有」と記入すべきものにあらす

九 常 住 地

問 本宅に半年、別荘に半年といふ如く生活する者の常住地

答 差支なし

六 男女の別

問 两性を有する者は如何に記入すべきか

答 申告義務者の認定に依り何れか一方を申告せしむべし

七 出生の年月日

問 出生の年月日の記載に際し明治四十五年の如き場合便宜「明治四五年」の如く記入し差支なきや

答 出生の年月日は「明治四五年」の如く省略記入することは誤りを生じ易きを以て避けしめられたし

問 太陰曆施行時代に出生せる者は太陰曆によりて記入するも差支なきや

答 舊曆に依る出生の年月日を記入すべし

問 太陽曆施行以後に於ても専ら太陰曆を用ひ太陽曆を解せざる者に在りては「舊」と符號を附し其の儘記入せしめ差支なきや

答 差支なし

問 朝鮮人の生年月日は日韓併合前は朝鮮曆に依り併合後は内地曆に依ると解すべきや

答 日韓併合前に出生したる者にして日本曆を知らざる場合には朝鮮曆に依るも差支なし

は如何に取扱ふべきや

答 事實に依り決定すべきも多くの場合本宅の所在地を常住地とするを適當とすべし

問 目下見習にして未だ雇傭確定せざる店員あり若し成績悪しきときは歸郷するが如き者の常住地は如何に決定すべきや

答 住込の店員ならば住込先の世帯の所在地を常住地とす

問 甲地の主家に住込の店員なるも商用の爲各地に出張し常に轉々として移動するものにして乙地に自己の生家あり出張以外に於て本人の居住する場所は雇主の世帯の所在地たる甲地よりも寧ろ自己の生家の所在地たる乙地を主とする場合乙地を常住地として差支なきや

答 名儀は住込たりとも出張以外の時に於て事實主として生家に居住するものなるときは生家の所在地たる乙地を常住地とす

問 年中全國を轉々行商する或商店の外交販賣員にして自己の世帯を有せざるもの、常住地は「ナシ」と記入すべきや
或は所屬商店の所在地を常住地とすべきや

答 各地を轉々として行商する場合の外所屬商店に住込居住する者は當該商店の所在地を常住地とす

問 農民道場に於ける修練生(一箇年收容)の常住地は學生、生徒に準じ取扱ひ差支なきや

御見解の通

陸上に世帯を有せざる下級船員の常住地は繋留地の定不
定に拘らず「ナシ」と記入し差支なきや

傳馬船の如きを除き一般船舶には一定の繋留地なきを通
例とするを以て陸上に世帯を有せざる下級船員の常住地
は「ナシ」と記入すべし

遠洋航海に従事する船舶の船員にして陸上に住居を有せ
ず船内にのみ生活する者に在りても當該船舶の一定の碇
泊港ある場合は其の地を常住地とすべきや

陸上に世帯なく船内にのみ生活する者は「ナシ」と記入す
べし

甲地より乙地に轉住せる家族の一員が整理の爲出發遅れ
調査のとき迄自宅に在りたる場合又は他の世帯に假寓し
居りたる場合の常住地の記載方如何

自宅に在る場合は其の所在地、他の世帯に假寓する場合
は轉住先を常住地とすべし

甲地より乙地に轉住せんとする者丙地たる郷里に長期間
歸郷し調査の時滞在中なるとき常住地は如何に記入すべ
きや

設問の場合に於て郷里の滞在が短期間なるときは旅行中
と看做し轉住先乙地を常住地とすべきも御來示の如く郷
里の滞在長きに亘り寧ろ當該地を常住地とするを適當と
す

甲地の工場を誠首せられ乙地或は丙地へ行けば就職口あ
らんと目的を以て調査の時旅行中のもの即ち轉住先未
定のもの、常住地如何

自宅の所在地を常住地とすべし但し自宅無き場合は「ナ
シ」と記入すべし

求職の爲短期間旅館、下宿屋等に宿泊し運動中の者の常
住地如何

自宅の所在する市區町村を常住地とす

保釋中の者の常住地如何

自宅の所在地を常住地とす

甲村に歸郷し家屋新築中にして建築落成迄暫時乙町に借
家をなし又は乙町旅館に滞在する者の如きは「調査の時
一應定住して居る場所のある者」として乙町を常住地と
すべきや

御見解の通

一定したる自己の世帯なく常に轉々として他人の世帯を
移動し日傭稼をなすものは常住地全くなきものとして取
扱ひ差支なきや但し其の移動が同一市區町村内に限らる
ゝ場合は其の市區町村を常住地とすべきや

一定せる自己の世帯なく常に轉々として他人の世帯に宿
泊する者の如きは其の移動が同一市區町村内に限らるゝ

する場合もあるべし

某地の甲會社を退き乙會社に轉職せんとする者にして乙
會社の採用未だ決定せざる爲一應歸郷し待機中の場合の
常住地如何

歸郷して居住する市區町村を常住地とす

甲市の會社に就職の爲轉住の目的を以て自宅を出發した
る者會社の採用延期又は不採用の爲一先づ乙町の知人宅
に寄寓したる場合の常住地如何

自宅の所在する市區町村を常住地とす但し自宅なき場合
は乙町を常住地とす

外國に移住の目的を以て自宅を出發せる者渡航手續の都
合上出航迄長期間に亘り或地の旅館に滞在し又は一應自
己の世帯を構へ滞在し居る者の如きものも轉住地を常住
地とするや

渡航すること確實なりと認めらるゝものならば渡航手續
等の爲の滞在は短期間なるべきを以て外國と記入すべし
但し何等かの事情に依り滞在長きに亘り寧ろ當該地を常
住地とするを適當とする場合は此の限に在らず

外國より一時歸國し再渡航迄相當期間内地に居住するも
の、常住地如何

内地居住の期間相當長期に亘り寧ろ其の居住地を常住地
とするを適當と認めらるゝ場合の外は外國を常住地とす

場合たると否とを問はず「ナシ」と記入すべし
自己の親族又は知人の世帯を轉々食客を爲す者あり是等
の者は調査當時現在する場所を常住地と見て差支なきや
設問の如きものは居住の地の不定なるものと認めらるゝ
を以て「ナシ」と記入すべし

住所不定なる者偶々調査の時期の前後數日間或事業主の
世帯に住込み業務に従事したるも其の後何れへか出發せ
んとする場合其の業務に従事したる地を常住地とすべき
や又は不定の取扱を爲すべきや

平常居住する所なき者と認めらるゝを以て「ナシ」と記入
すべきものとす

精神病者にして常に各地を彷徨徘徊する者に在りても一
定したる自己の世帯ある場合は其の世帯の所在する市區
町村を常住地として差支なきや此の場合家出後數年間各
地を移動しつゝありとせば常住地全くなき者として取扱
ひ可なりや

自宅を離れて歸ることなく常に各地を轉々する者は「ナ
シ」と記入すべし

一〇 照 査 表

世帯が二以上の地番に跨る場合は便宜主要なるものを記
入し可なりや

答 代表的地番を記入するも差支なし
 問 二以上の世帯同一地番の場合あり如何に記入すべきや
 答 夫々同一の地番を記入すべし
 問 鑛山の工夫の長屋等にして同一地番に数千世帯あり調査の便宜上同一番地の一、二と記入するも差支なきや
 答 事實何番地の一、何番地の二の如き地番なきときは何番地の一、何番地の二と記入すべからず
 問 町名、地番を附せられざる河川埋立地又は町名地番の不明なる驛構内等に居住する者の記載方如何
 答 事實字名、地番のなきものは「何々埋立地」又は「何驛構内」等と記入すべし
 問 國有林野内に所在する世帯の所在地は國有林野の所在する市區町村字名迄若は「何々國有林野内」と記入し差支なきや
 答 國有林野内にして地番の設定なきものは判明する程度迄例之字名迄判明せば字名迄を記入し更に「何々國有林」と記入すべし
 問 世帯所在地の公定地番なきときは區劃番號を記入し差支なきや
 答 事實公定地番なきものは差支なし
 問 地番なき場合の記入方は如何にすべきや
 答 通名を記入すべし

問 帶の申告書の取扱方及照査表當該世帯欄の記入方如何
 答 調査の時期に甲世帯の世帯員全部が乙世帯に在りたる場合には甲世帯の照査表の記入を抹消して備考欄に「世帯員全部不在」と記入し乙世帯の申告書に來客として申告せしむべし
 問 一世帯全部が區内の他の世帯に入り其の世帯員となりたるときは照査表記入方例示ありたし
 答 移轉したる世帯の記入を抹消し備考欄に「何號世帯ニ入ル」と記入すべし
 問 調査員心得第二十條第三號には備考欄に「區内移轉」と記入すべき旨定めあり記入例には「區内移轉追加」とあり孰れが正しきや
 答 抹消の行には「區内移轉」、新記入の行には「區内移轉追加」と記入せしむべき趣意なり

一一 國勢調査員

問 調査員事故ありたる時新たに任命して差支へなきや
 答 豫備員たる調査員をして調査區を擔當せしむるも猶不足なるときは新たに調査員を任命すべし
 問 調査員任命の最終時期如何
 答 調査員は實査の事務に當らしむるものなるを以て調査員の實査事務完了する迄は缺員ある場合補充を要すべし

問 照査表第二欄の大字名は記入例に示す如く全部繰返し記入を要するや
 答 御見解の通
 問 準世帯中特定の名稱なきものは種類のみを記入するも差支なきや
 答 差支なし
 問 準備調査の際旅館に宿泊なき場合照査表の記入を要せざるや
 答 旅館等は準備調査の際假令宿泊なき場合と雖も照査表第一欄乃至第五欄の記入を要す
 問 住家の軒下又は神社の床下等に於て調査の時期を経過したる乞食等の如き者を發見したる場合照査表第二欄及備考欄の記入方は如何にすべきや
 答 照査表第二欄には住家又は神社の所在地、備考欄には「住家の軒下」又は「神社の床下」等と記入すべし
 問 照査表第四欄申告義務者の氏名は準備調査に於て記入せらるべきを以て調査時期に至り申告義務者不在となりたる場合には之が訂正を要するものなりや
 答 世帯に於て世帯主不在なるときは事實上之を管理する者申告義務者なり從て設問の如き場合は照査表第四欄の記入を訂正すべきものとす
 問 實査現在日時に於て全戸一時的に他の世帯に在りたる世

問 調査員にして議員候補者又は選舉運動者となりたるものは絶対に解任し之が豫備員たることを認めざるの方針なりや
 答 調査員議員候補者又は選舉運動者となりたることを確認したる場合は絶対に解任し豫備員たることを許さず
 問 調査員解任となりたるとき徽章を回収したる場合の處理方法如何
 答 回収したる徽章は府縣に於て保管すべし
 問 調査員調査期日に至り事故あり他より補充するよりも隣接調査員をして調査せしむる方便なるときは調査區を合併せず二調査區を一人にて擔任せしむるも差支なきや
 答 已むを得ざる場合は差支なきも斯の如き場合には町村吏員をして之を助けしめ一日中に申告書用紙の配付、申告書の蒐集を完了する方法を講ずべし

一二 雜

問 施行令及施行細則中に「帝國版圖」なる字句あり其の範圍を具體的に示されたし
 答 帝國版圖とは内地、朝鮮、臺灣及樺太を指すものなり
 問 棄兒、迷兒、行旅病人等にして口頭申告も爲し得ざる場合の申告書の記入方如何
 答 調査員に於て出來得る限り各事項を調査し申告書を作成

すべし

問 申告書の記入事項を支那語、朝鮮語、英語等又は朝鮮文字、ローマ字等にて記入し差支なきや

答 申告書の記入は日本語を以て漢字又は假名にて爲すべく申告義務者にして其の記入を爲し能はざるときは國勢調査員之を代筆すべし

問 歐文に依るに非ざれば申告すること能はざる者に對しては便宜歐文申告書用紙に記入提出せしめたる後止規の用紙に邦譯淨寫の上提出するも差支なきや

答 差支なし

問 申告書の記入は墨又は黒色インキとあるも萬年筆用インキ(青色)の使用は絶対に不可なるや

答 差支なし

問 申告書を調査員に於て代筆又は淨寫せし場合申告義務者の捺印は之を要せずと解し可然哉

答 調査員が申告書を代筆したる場合には申告義務者の捺印を要し淨寫の場合には申告義務者の捺印を要せず

問 調査員申告書の一部分を代筆したる場合の附記方法如何別段附記するの要なし

問 申告書中世帯主又は世帯の管理者の氏名の下に捺印とあるも事實印章を有せざる者は拇印にても可なりや

答 差支なし

問 調査員の検印は申告書二枚以上に亘る場合最後の申告書に之を爲すべきものなりや

答 御見解の通

問 申告書括数は調査區數と又申告書通數は調査世帯數と必ず一致すべきものなりや

答 要計表に記入すべき申告書括数は地方事務取扱規程第三十六條第二號の括數なるを以て必ずしも調査區數と一致せず申告書通數は調査世帯數と一致すること勿論なり
起臥飲食の設備ある船舶の乗組員にして調査時期前全部上陸し陸上の世帯に於て調査を受け十月一日後出航する場合は色紙貼附及調査濟證票交付の取扱を爲すべきや然らざれば入港地の調査員は其の申告濟なることを認識するの途なし

問 例示の場合は便宜赤色方形紙貼附、國勢調査濟證交付の取扱を爲すべし

答 世帯番號札撤去の時期如何

問 調査員の職務執行期間中即ち十月五日迄は撤去すべからず

× × × × ×

國勢調査員訓練會

國勢調査員は夫々七月二十日付を以て内閣から任命されたので左記日割場所に於て訓練會が開催され、縣から川崎統計課長初め夫々課員が出張、懇切に説明するところあつたが各所とも八〇%以上の出席率で孰れも眞劍味を以て協議研究された。

○水 戸 市

月 日 集合場所 集 合
八月八日 水戸併置校 舊上市
八月九日 水戸併置校 舊下市及舊常磐

○東 茨 城 郡

八月三日 磯濱町役場 大貫、上大野、下大野、稻荷、大場、酒門、磯濱
八月四日 長岡村役場 石崎、吉田、縁岡、川根、長岡
八月五日 小川町役場 上野合、白河、橋、堅倉、竹原、小川
八月六日 中妻村役場 河和田、上中妻、下中妻、山根、鯉淵、中妻飯富、渡里、小松、坪、西郷、岩船、澤山、伊勢畑、石塚

○西 茨 城 郡

八月三日 宍戸町役場 大原、北川根、南川根、岩間、宍戸
八月四日 笠間町役場 南山内、北山内、大池田、七會、笠間
八月五日 岩瀬町役場 西山内、北那珂、東那珂、岩瀬

○那 珂 郡

○久 慈 郡

八月七日 久慈町役場 世矢、坂本、久慈、東小澤
八月六日 太田町役場 機初、西小澤、幸久、佐竹、久米、譽田、太田
八月十日 余郷村役場 佐都、西小澤、幸久、佐竹、久米、譽田、太田
八月八日 中里村役場 郡戸、金砂、世喜、金郷
八月九日 天下野村役場 河内、賀美、小里、中里
八月十一日 大子町役場 山田、染和田、高倉、生瀬、天下野、諸富野、上小川、下小川、袋田、宮川、黒澤、依上、佐原、大子

○多 賀 郡

八月十三日 日立町役場 坂上、國分、河原子、鮎川、日立、助川
八月十二日 榊形村役場 日高、黒前、櫛形、豊浦
八月十一日 松原町役場 松岡、高岡、松原
八月十日 磯原町役場 華川、南中郷、磯原
八月九日 大津町役場 關本、關南、平潟、大津

○鹿 島 郡

八月三日 大谷村役場 夏海、沼前、徳宿、大谷
八月四日 鉾田町役場 諏訪、巴、新宮、上島、白鳥、鉾田
八月五日 鹿島町役場 大同、中野、豊郷、豊津、波野、高松、鹿島、息栖

八月六日 矢田部村役場 輕野、若松、波崎、矢田部

○行方郡

八月八日 玉造町役場 玉川、手賀、武田、秋津、現原、立花、玉造
八月九日 麻生町役場 行方、要、津澄、小高、大和、太田、麻生
八月十日 潮來町役場 香澄、延方、八代、大生原、津知、潮來

○稲敷郡

八月九日 朝日村役場 莖崎、岡田、牛久、阿見、奥野、朝日
八月十二日 江戸崎町役場 舟島、君原、木原、安中、沼里、鳩崎、高田
八月十三日 阿波村役場 太田、君賀、江戸崎、古渡、浮島、伊崎、大須賀、阿波、十余島、本新島
八月十一日 長竿村役場 柴崎、金江津、源清田、生板、長竿
八月十日 龍ヶ崎町役場 根本、大宮、長戸、八原、駒柴、龍ヶ崎

○新治郡

八月七日 石岡町役場 新治、志筑、玉川、高濱、三、關川、田余、石岡
八月六日 柿岡町役場 戀瀬、瓦會、葦穂、園部、林、小櫻、小幡、柿岡
八月三日 美並村役場 美並、上天津、下天津、志士庫、安飾、佐賀、牛渡
八月四日 土浦町役場 土浦、東、眞鍋、中家
八月五日 藤澤村役場 九重、榮、栗原、斗利出、七會、都和、山ノ莊、藤澤

○筑波郡

八月十日 谷田部町役場 福岡、葛城、小野川、小張、谷田部
八月十一日 豊村役場 久賀三島、板橋、谷井田、十和、鹿島、長崎
八月九日 上郷村役場 眞瀬、島名、旭、吉沼、上郷
八月八日 北條町役場 高道前、作岡、菅間、田水山、筑波、田井、大穂、小田、北條

○眞壁郡

八月三日 下館町役場 小栗、河間、中、五所、伊讚、竹島、下館、嘉田生崎
八月四日 關本町役場 大田、黒子、河内、上妻、關本、川西
八月五日 下妻町役場 大寶、臈波ノ江、鳥羽、上野、下妻
八月六日 大村役場 養蠶、古里、谷貝、長謙、村田、大
八月七日 雨引村役場 新治、大國、樺穂、眞壁、雨引、紫尾

○結城郡

八月十日 結城町役場 絹川、上山川、江川、結城
八月十一日 下結城村役場 山川、中結城、西豊田、下結城、名崎、安藤
八月十二日 玉村役場 總上、豊加美、蠶飼、岡田、石下、豊田、玉飯沼、大形、宗道
八月十三日 水海道町役場 五箇、三妻、菅原、大花羽、豊岡、大生、水海道

○猿島郡

八月五日 古河町役場 新郷、勝鹿、岡郷、古河
八月六日 八俣村役場 幸島、櫻井、逆井山、八俣
八月四日 境町役場 香取、五霞、靜、長田、猿島、生子菅、境
八月三日 岩井町役場 森戸、七重、香掛、弓馬田、飯島、神大實、長須、中川、七郷、岩井

○北相馬郡

八月十一日 守谷町役場 菅生、坂手、内守谷、小絹、大井澤、大野、高井、高野、稻戸井、守谷
八月十二日 取手町役場 山王、寺原、相馬、六郷、小文間、井野、取手
八月十三日 布川町役場 川原代、高須、文、布川、東文間、文間、北文間

國勢調査

部落懇談會を何故開催したか

太田町國勢調査主任 越川保祿
太田町助役

昭和十年十月一日午前零時現在の國勢調査は其の名の如く果して簡易調査なるやの間に對し私は然らずと答へたいと思ふ。何故ならば今回の簡易調査は大正十四年の簡易調査と比較検討すれば其の内容、其の形式に於て格段の改善を來して居る、即ち調査事項に於て「氏名」「男女の別」「出生の年月日」「配偶の關係」の外に新に「常住地」なる一事項が加はり、調査方法に於て一人の事項を記入する所謂個人票を用ひたるを世帯員全部の事項を記入する所謂世帯票を用ふる事に改め、調査結果の編成に於て地方分査を中央集査に改め又政府は既往三回の調査に於て全然地

方交付金を支出せざりしを僅少ながら拾五萬圓を支出したる事などを綜合すれば、名は簡易調査であるとはいへ其の内容其の形式に於ては寧ろ大調査に酷似し、調査事項が少く且簡單であると云ふ以外に如何なる点より見るも大調査と本質上相違がないのである、殊に今回の國勢調査の重要性は昭和五年國勢調査後國力急テンポに發展し、滿洲事變、商品の海外輸出激増、軍需インフレ等にて工業地帯の好景氣あり、他面農村の窮乏、災害頻發は東北地方の冷害、九州地方の旱害、近畿地方の水害等經濟社會事情の顯著なる變化がありがために人の動き、物の動きが

多く其の分布状態にも自ら變化を來したる等々最近五ヶ年間に於ける人口事情には相當推移變遷の跡が窺はれる、かく考へ方今の國情に鑑みるときは大調査に勝るとも劣らない重要な意義と使命とを有するものである。かゝる見地より部落懇談會を左記の通り開催し普く太田町民諸君に訴へより良き成績を收めんと計劃したる次第である。

×
八月七日、自午後八時、小學校講堂(榮町中城町、内堀町、宮本町) 八月八日、全淨光寺(堀町、東一町、東二町、西一町、西二町、壽町) 八月九日、全法然寺、(西三町、東三町、金井町) 八月十日、全自治會館(木崎一丁、木崎二町、山下町)

懇談内容

國勢調査の趣旨並に施行の目的
國勢調査は人口に關する諸般の事情を實地に調査して社會組織や國民生活の實況を審にするものである、其の目的は廣汎であつて行政上、軍事上、財政上、社會

上、色々の施設や計畫の基礎資料を得るの目的である。

人口とはどう云ふ事であるか、人口と申すことは誤解され易い、國民と云ふことは違ふ。

人口と申すことは場所を制限された一定の地域にすむ人と云ふことである。

我國の人口は大多數の大和民族十外國人我が國の國民は和民族（外國人は入らず）

國勢調査は人口の調査であつて國民の調査ではない。

何故に國勢調査は領土内の外國人まで調べるのであるか

夫れは一つの團體であつて日本内地に住む人の集りを知ることである。

人口が如何なる單位より成り立つか、如何なる原因に依りて變化するや。

人口の統計は各種社會統計の根本基礎である。

例へば調査の結果得る人口統計は國家地方を通じ選挙區の設定、議員定數の標準に用ひらる、太田町は今日議員定數拾八人なるも本秋調査の結果人口一萬人を

突破すれば議員定數廿四人となるのである。

x

或は警察行政の指針となり、或は補助金交付金の分配上の基準となる、又經濟的には生命保險事業經營の基礎たる生命表の資料となる、本月六日發表内閣統計局の國民の壽命に就ての調査に昭和五年國勢調査の結果では死亡率の一番ひどいのは乳兒（一才未満）で千人に對して男兒は百四十人女兒は百二十四人で赤ちやんの一割強は死亡すると云ふ驚くべき數字を示して居る、この赤ちやんの死亡率は年齢と共に漸次低下して男は十一才で千分の二女は十才で千分の三と云ふ割合で人生中最も生命の安全は十才前後と云ふわけである、男女共に二十才頃は又死亡率がぐんと上つて約千分の十と云ふ様に高騰してゐる。

三十才では男は千分の七・四女は千分の八・九で四十才では男は千分の九・六女は千分の一〇・一であるがさすがに人生五十才の聲をきくと共に男は千分の一七・五女は千分の二二・六とピツチを上げ六

十才では男は千分の三九・〇女は千分の四二・二と急に増加してゐる、この數字から見ると總べて男より女の方が長命であることを物語つて居る、幼年から老年にかけて大正十四年の調査よりは千分の一乃至二の死亡率が低下されて居るのは國民保險衛生の向上を反映せるものでよろこばしき現象である。

x

事業經營の場合、電氣、水道事業の經營に當りては人の動きを見る必要がある、人口の減りつゝある或は變化の少ない地方ではこの事業は見込がない。

人口は貨幣鑄造の基礎となる、人口を測れないで貨幣を鑄造すれば其の結果は亂造となり、貨幣價值が下ることになる。教育關係の統計に於ては兒童の就學率が分る人口の總數に對する小學兒童の關係が分る。

同様に犯罪統計も生れて来る。

人口問題が起る、年々九十萬人宛殖える人口をどうするか。

人口の増殖と、過剩を如何にするか。人口の増殖が其の國の産業より多ければ

勢ひ失業救濟問題、移民問題が起つて来る。

日本人は年々約九十萬人殖える。

移民は二萬人に過ぎず又歸國移民が多い昭和五年の國勢調査では在内地朝鮮人が四十萬人である。

日本の人口増殖を移民に依り解決するは困難である。

最近滿洲に於て日本移民は制限された、日本移民の將來は困難である、幸に滿洲國に移るものがあるであらう既に武裝移民は四回である、今では滿洲移民も困難である。

南洋アルゼンチン方面の移民を開拓するより他途がない。

日本の産業は人口を養ふことが出来るであらうか。

必然的に起る問題は、産業を發達せしめ職業を授け日本人口を支持して行くことであると云ふ様に國勢調査は國策の基礎資料となる最も重要な使命を帯ぶるものである。

一、國勢調査の時期（略）

二、國勢調査の事項（略）

三、調査の方法（略）

四、國民の協力（略）

五、申告書記入心得

表に依つて詳細説明（出席者には記入心得票を一人毎に渡す）

結果より見て

國勢調査の部落懇談會は選挙肅正部落懇談會と一所に催しいつゝ選挙肅正懇談會の後に話をするために毎晩九時——九時半過ぐる頃より開催いたすことになる、來會の方々には嘸かし御疲れの上に統計と云ふ様な細かいお話をするのでから迷惑とは存するが皆様が御熱心に御聞き下さるから當局も自然お話をするに張り合ひが出る、然し時間がないのと夜更けになるので途杜撰に流れ易いのである、それ故に不徹底のそしりはまぬかれない、又舊お盆前のごで聴衆はどこの會場でも百二三十人であつた、即ち太田町一千九百戸の四分の一以内に過ぎぬのは遺憾に堪へ

ない、従つて十二分の効果は收めたいとは信じられないのであるが只部落懇談會に御出席の方々ははいづれも一騎當千の御仁であるから之等の方々から缺席の皆様はそれ／＼お傳へ下さることを深く信じ御多忙中御出席の方々に對し厚く感謝の誠意を表し謹しんで最後に一萬町民の御健在を誌上を以てお祈りいたす次第である
八月十一日稿

西蓮寺の法會變更

行方郡玉川村西蓮寺に於て例年行はるる法會期日は恰も國勢調査直前に差懸るので左記の通り法會期日を變更して人口分布の常態激變を防止することにまつた

記

變更法會期日

自九月二十一日至九月二十八日



安藤知事訓示要旨

本日ハ本縣ノ選舉肅正日デアリマシテ、選舉肅正宣誓式其ノ他ノ行事ガ縣下官民總動員ノ下ニ一齊ニ行ハレテ居ルノデアリマス、私モ今早朝縣選舉肅正委員代表者、縣會議長、市長、町村長代表者並各郡選舉肅正會長等ト共ニ官幣大社鹿嶋神宮ニ參拜致シマシテ選舉肅正ノ達成ヲ祈願シ、只今歸廳シタ所デアリマス、此ノ極メテ意義深キ日ニ當リマシテ、選舉肅正ニ關シ一言所懷ヲ申述ベ、特ニ諸君ノ考慮ヲ煩ハシタイト存ズルノデアリマス。

選舉界の積弊を一掃すべく縣命に努力しつゝある安藤知事は八月二十日本縣の選舉肅正日に當り縣肅正委員と打ちつれて官幣大社鹿島神宮に肅正の祈願をこめ歸廳後廳員を縣廳正廳に集めて大要左の如き訓示を與へた、尙ほ此の日、水戸市をは縣下各地しめに於ても夫々神前に祈願をこめ肅正の大行進を行つた。

去ル六月以來我國ニ於テハ朝野學ツテ多年ノ積弊タル選舉界ノ宿弊打破ノ爲ニ此ノ種運動トシテハ曾テ前例ナキ大規模ノ國民的運動ガ行ハレツツアリマスコトハ、諸君モ既ニ御承知ノ通デアリマス。議會政治ノ根幹ハ一ニ選舉ニ在ルノデアリマシテ之ガ自由公正ニ行ハレマスコトハ、議會政治運用ノ上ニ於テ最重要ナコトハ、茲ニ申ス迄モナイコトデアリマス。然ルニ我國選舉界ノ實績ヲ顧ミマシテ、益々深刻トナル傾向ガアリマス爲ニ憲政施カレテ既ニ五十年ヲ閱スル今日ニ至リマシテ今更ノ如ク聲ヲ大ニシテ選舉肅正ノ運動ヲ行ハナケレバナラヌコトハ誠ニ遺憾トスル所デアリマス。斯ノ

如キ選舉界ノ汚濁ハ延テ政治ノ明則性ヲ缺クニ至ルコトハ必然デアリマシテ、爲ニ最近動モスレバ、議會政治其ノモノニ對シテスラ、兎角ノ論ヲ爲ス者アルヤニ聽クノデアリマス。然シ議會政治ハ畏クモ明治大帝ノ欽定アラセラレマシタ大日本帝國憲法ニ基クモノデアリ、又現在ニ於テハ議會政治ニ優ル政治形態ハ、先ヅ以テ見當ラマノデアリマシテ議會政治ヲ維持發達セシメ、之ヲシテ有終ノ美ヲ濟サシムコトハ、國民ノ等シク遵守スベキ義務デアルト共ニ政治運営ノ上カラモ絕對ニ必要ナコトデアリマス。而シテ議會政治ト選舉トハ前ニ申ヒゲマシタ様ニ相關的ノモノデアリマシテ選舉ガ肅正サレナケレバ議會政治ノ完璧ハ到底庶幾シ得ナイノデアリマス。

萬一不成功ニ終ル様ナコトガアリマスレバ、選舉ノ肅正ハ最早期待シ得ラレナイトサヘ言ハレル人々ガ相當ニ多イ現狀ヲ見マスレバ、今回ノ選舉肅正運動ハ、實ニ議會政治ノ將來ヲトスルモノデアリ延テ憲政其ノモノノ消長ニモ非常ニ影響スルモノト考ヘラレルノデアリマスカラ、國民ハ深く過去ヲ反省シ、相率キテ此ノ運動ニ協力シ選舉ニ當リマシテハ自由公正ニ之ヲ行ヒ、以テ大政翼賛ノ誠ヲ竭サナケレバナラヌノデアリマス。

祈願

虞ミテ官幣大社鹿嶋神宮ノ大前ニ白ス吾等選舉界ノ積弊ヲ一掃シ純正公明ナル選舉ヲ實現シテ國家ノ興隆ヲ圖ラムカ爲夙夜焦心苦慮シ既ニ人事ヲ盡シタリト雖尙且及ハサルモノアラムカラ思ヒテ兢々タリ伏シテ願ハクハ赫々タル肇國武神ノ神靈 吾等ニ無邊ノ冥護ヲ垂レ給ヒ來ル九月ノ縣會議員選舉ニ際シ縣民相率キテ地方自治有終ノ美ヲ濟ス道ヲ懲ラス以テ皇猷ヲ翼賛シ奉ルニ遺憾無カラシメラレムコトヲ齋戒沐浴恭シク祈リ奉ル

昭和十年八月二十日

茨城縣知事 安藤 狂 四 郎

講ゼラレタノデアリマスガ、憲

ル次第デアリマス。

政ノ基礎危フシトサヘ叫バレル今日ニ至リマシテハ從來ノ如キ生温イ手段デハ多年ノ宿弊ハ到底芟除サルベクモナイノデアリマシテ、爲ニ今回ノ如キ眞ニ舉國的ナ肅正運動ガ澎湃トシテ起ツタノデアリマス。

諸君ニ於カレテハ、此際一層肅正運動ニ奮勵セラルト共ニ日毎ニ迫リツツアル縣會議員選舉ニ關スル事務ニ就キマシテモ、直接間接タルヲ問ハズ周到ナル注意ヲ以テ遺憾無キヲ期シ、尙選舉ニ當リマシテハ、躬自ラ之ヲ公正ニ實踐シテ、縣民ノ儀表トナリ神靈加護ノ下ニ相倚リ相扶ケテ理想ヲ實現シ、他府縣ニ先ヅシテ、今回ノ運動ノ成果ヲ美事ニ收メラレムコトヲ望ム次第デアリマス。